主 本件控訴<u>を</u>いずれも棄却する。

理

弁護人和気寿の控訴趣意は、同弁護人提出の控訴趣意書記載のとおりである。 右に対する判断。

〈要旨〉逮捕を免かれるため、公務員に対し、もし公務の執行として一定の所為に出るにおいては危害の及ぶべき状く/要旨〉況をことさらに作出、覚知させる所為は、公務執行妨害の罪を構成する脅迫にあたるものと解すべきである。

今、本件についてこれを見るに、原判決挙示の証拠によれば、原判決第一摘示の事実、殊に、被告人らは、判示海上において、判示のとおり、その乗組漁船B丸の艦部を命ぜられるや、逃走を企て、共謀の上、判示のとおり、その乗組漁船B丸の艦部左右両側より、各一条の「ワイヤローブ」長さいずれも約三〇尋のものを海中に引流しながら、数時間にわたつて逃走した事実が明らかであつて、論旨も右の事実はこれを争わず、なお、右の証拠に徴すれば、被告人らは、判示逃走に際し、追いが巡視船であり公務の執行として自船を追跡し接近逮捕しようとするものであることの情を察知していたこと、判示逃走は右の巡視船からの逮捕を免かれるのものであつたこと、「ワイヤロープ」を海中に引流したのは、自船後方からを困難ならしめる目的に出たものであることもまたきわめて明白である。

のとは認められず、論旨は採用の限りでない。 よつて、刑訴第三九六条により本件控訴をいずれも棄却し、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 筒井義彦 判事 柳原幸雄 判事 岡林次郎)